## **様式第十三**(第4条関係)

## 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

- 1. 確認の求めを行った年月日 令和7年9月16日
- 2. 回答を行った年月日 令和7年10月8日
- 3. 新事業活動に係る事業の概要

患者のウォーキング、食事記録等の日常の健康行動に対してポイントを付与し、そのポイントを健康関連商品と交換できるサービスの提供を検討している。

## 4. 確認の求めの内容

上記事業内容を実施するにあたり、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第2条の4の2において規定している経済上の利益の提供による誘引の禁止に該当することについて確認の求めがあった。

## 5. 確認の求めに対する回答の内容

照会書のとおり、保険医療機関から患者に対して経済上の利益が提供されずに事業が運営されることを前提とすると、特定の保険医療機関に対する誘引が働かないものと考えられることから、保険医療機関及び保険医療養担当規則第2条の4の2に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止に抵触しないものと考えられる。